

令和7年度 新潟市小須戸まちづくりセンターの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。
この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。
この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	小須戸コミュニティ協議会
評価対象の期間	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

1.施設サービス提供 （施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域総務課コメント欄
1 利用時間等	○	協定書に基づき、施設の適正な管理運営に精力的に取り組んでいます。利用者一人ひとりのニーズに応じた丁寧な対応を心がけることで、重大なトラブルや苦情もなく、安定して良好なサービスを提供できています。この地道な取り組みの積み重ねが、利用者や地域住民からの高い信頼につながっていると評価できます。
2 適正な人員配置	○	
3 設備・備品の貸出	○	
4 利用者の安全確保	○	
5 案内等の対応と接遇	○	
6 苦情への対応等	◎	
7 緊急体制	○	
8 利用実績	◎	

2.事業(市の事業、自主事業) （施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域総務課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	◎	施設の共有スペース（ロビー）を効果的に活用し、定期的なコンサートや演舞、作品展などを開催することで、地域住民の交流機会を創出しています。また、広報紙「まちセン通信」を発行し、施設内だけでなく市や地域の情報もあわせて広く発信しており、住民の利便性向上と地域活性化に大きく貢献しています。
2 適正な人員配置	○	
3 情報提供・接遇	◎	
4 自主事業配分	○	
5 サービス向上の観点	◎	
6 苦情等への対応	◎	
7 緊急体制・対応	○	

3.施設の管理 （施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域総務課コメント欄
1 建物保守管理等	◎	小須戸出張所、小須戸地区図書室、小須戸地区公民館が併設されている複合施設という特性を深く理解し、定期的な管理運営会議を開催することで、関係機関との緊密な連携とスムーズな情報共有を実現しています。また、防災訓練や消防訓練を各併設施設や関係団体と合同で実施するなど、地域全体での安全確保体制の構築にも大きく寄与しています。日頃の施設点検や保守管理も徹底されており、不具合が発生した際の迅速な報告・対応は適切に行われています。
2 個人情報保護	◎	
3 備品等の管理	◎	
4 清掃・警備等	◎	
5 修繕	○	
6 環境配慮	◎	
7 再委託	◎	
8 災害等への対応	◎	
9 関係団体、地域との連絡調整	◎	
10 管理記録	◎	

4.歳入歳出 （協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域総務課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	光熱費をはじめとする物価高騰が続く厳しい社会情勢の中、管理経費等の縮減や事業の見直しに継続的に取り組み、効率的な財務運営に努めています。また、利用者の増等に向けた積極的な工夫が見られ、協定に基づく収支計画に沿った堅実な経費削減と適切な予算執行が達成されています。
2 事業見直し	○	
3 利用者増等	◎	

5.総合評価 （上記の1から4を踏まえての総合評価）

現地調査日:令和8年4月9日

指定管理者である小須戸コミュニティ協議会は、地域の中心的な団体として、当施設を拠点に地域コミュニティの活性化に向けた多様な活動を精力的に展開しています。特に、毎週水曜日に開催されている「ほっとカフェ」は、地域住民の新たな居場所づくりに大きく貢献しており、施設が地域の交流拠点として機能している好例です。住民一人ひとりが施設を快適に利用できるよう、様々な創意工夫と丁寧な配慮がなされており、地域住民からも厚い信頼を寄せられています。施設管理における安全性や利便性も高い水準で維持されており、サービスの提供、地域活動の推進、施設管理のすべての面で優れた成果を上げていることから、指定管理者として「優良」と評価します。

※1 評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準を達成できた。
- × :仕様、サービス水準を達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 秋葉区役所地域総務課 地域振興・文化スポーツグループ 0250-25-5670(直通)